

公立大学法人長野大学契約事務規程

平成29年程第77号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長野大学会計規程（以下「会計規程」という。）の定めるところにより、公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 競争入札参加者の資格

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次条に規定する競争入札に参加させることができない者及び第4条の規定により競争入札に参加させないと定めた者に該当しない者であって、長野大学生協同組合及び上田市における入札参加資格を有する者とする。

2 競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

3 上田市において競争入札参加資格を定めていない業種について競争入札に付そうとする場合においては、契約の性質又は目的に応じた合理的な理由に基づき、当該競争入札に参加する者に必要な資格を別途定めることができる。

(競争に参加させることができない者)

第3条 売買、賃貸借、請負その他の契約につき、一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者についても、また同様とする。

(競争入札に参加させないことができる者)

第4条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用

人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても、競争入札に参加させないことができる。

第3章 公告等及び競争入札

(一般競争入札の公告)

第5条 一般競争入札に付そうとするときは、当該一般競争入札の期日前10日までに掲示又はその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合にあっては、その期限を当該一般競争入札の期日前5日までとすることができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効
- (7) その他必要な事項

(入札保証金)

第7条 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）を納付しなければならない。

2 前項の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 金融機関の定期預金債権
- (2) 金融機関の保証
- (3) その他理事長が確実と認める担保

(入札保証金の免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(入札保証金の還付等)

第9条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては契約が確定した後それぞれ還付するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(予定価格の決定等)

第10条 一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該契約に関する事項の仕様書及び設計書等によって予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により定めなければならない。

2 前項に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所におかなければならない。

(予定価格の決定方法)

第11条 前条第1項の予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約にあつては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の決定)

第12条 一般競争入札により工事又は製造等について請負又は委託の契約をしようとする場合において、最低制限価格を設けようとするときは、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、第5条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。

(入札の執行)

第13条 入札者は、入札に際し、定められた入札書を使用しなければならない。

2 入札者は、本人又は代理人が指定の日時及び場所に出席して、入札書に必要な事項を記入し、自己の氏名を表記の上、封書にして提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便又はこれに準ずる方法で提出することができる。この場合においては、封書の表に入札の件名及び「入札書在中」の文字を朱書きしなければならない。

(代理入札)

第14条 代理人が入札するときは、入札開始時刻までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。ただし、工事の請負以外の場合においては、委任状の提出以外の方法で代理権を確認することができる。

(入札書の引換え等の禁止)

第15条 入札を執行しようとする場合において、入札者をして、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

2 前項の取扱いについては、公告等又は入札説明書においてあらかじめ周知しておかななければならない。

(入札書の訂正)

第16条 入札者が入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について入札者が訂正印を押印しておかななければならない

2 前項の規定については、入札説明書等においてあらかじめ周知しておかななければならない。

(開札)

第17条 開札は、入札締切時刻の経過後直ちにその場で、入札者を立ち合わせて行わなければならない。

2 前項本文の規定により開札する場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(無効入札)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加するために必要な資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金が第7条第1項に規定する額に達しない者がした入札
- (4) 郵便等による入札であつて、公告で別に指定しない場合において、入札開始時刻までに到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正行為による入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札の取りやめ等)

第19条 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(再入札)

第20条 開札をした場合において、入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付することができる。この場合において、再入札は1回とする。

2 初度の入札又は再入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再入札又は再々入札に加わることができない。

(再度公告入札の公告期間の特例)

第21条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第5条に規定する期間を3日に限り短縮することができる。

(せり売り)

第22条 動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じてせり売りに付することができる。

第4章 落札者の決定等

(落札者の決定)

第23条 落札者が決定したときは、その場で直ちに入札者に公表し、かつ、落札者に書面又は口頭で通知しなければならない。

2 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

3 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第24条 会計規程第38条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるとき

(総合評価落札方式)

第25条 会計規程第38条第3項に規定するところにより、最低価格落札方式では十分に対応できない契約であると認めるときは、総合評価落札方式を採用することができる。

(入札経過の記録)

第26条 一般競争入札が終了した時は、その経過を入札経過書に記録しなければならない。

第5章 指名競争契約

(指名競争入札に付することができる場合)

第27条 会計規程第37条に規定する指名競争入札に付することができる場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 工事又は製造の請負、物品の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(指名の基準)

第28条 第2条に規定する有資格者のうちから競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- (2) 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争入札に付する場合において、その工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- (4) 指名競争入札に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施工しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施工することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。
- (5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(指名競争入札参加者の指名)

第29条 指名競争入札に付そうとするときは、第2条に規定する有資格者のうちから、前条の基準により、当該入札に参加させようとする者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(指名競争入札の指名通知)

第30条 前条の規定により相手方を指名したときは、第5条の規定に準じ、相当の見積期間において第6条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第31条 指名競争入札の手続きについては、この章に規定するもののほか、第7条から第26条までの規定を準用する。

第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第32条 会計規程第37条に規定する随意契約によることができる場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
 - (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を買い入れる契約、障害福祉サービス事業を行う施設、地域活動支援センター、障害者支援施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき
 - (5) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては予定貸借料の年額又は総額とし、長期継続の契約にあつては12月分の予定価格とする。）が500万円未満のとき
 - (6) 競争入札に付し入札者がなく、再度又は再々度の入札に付し、落札者がいないとき
 - (7) 落札者が契約を締結しないとき
 - (8) 国、地方公共団体、その他公共的団体と契約するとき
 - (9) 別に定めるところにより資産の譲渡又は無償貸付けをすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき
 - (10) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき
- 2 前項第6号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 前項第7号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び

履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約によろうとする場合の審査)

第33条 前条第1項第3号により随意契約によろうとする場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
- (2) 随意契約による時は、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあること。
- (3) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

(予定価格の設定)

第34条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(予定価格調書の作成の省略)

第35条 随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号に該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格(単価を定める契約にあっては、購入等の予定数量に予定単価を乗じて得た額)が100万円未満のとき
- (2) 単価を定める契約書により定められた単価に基づき契約するとき
- (3) 図書、定期刊行物等で価格の表示があるもの又はそれら以外のもので価格が確定しているものについて契約するとき
- (4) 法令等に基づいて、取引価格又は料金が定められているとき
- (5) 分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕に係る契約をするとき
- (6) その他特別な理由があることにより特定の価格によらなければ契約することが著しく困難であると認めるとき

(見積書の徴取)

第36条 随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。

2 前項の場合において、予定価格が10万円以上の場合には原則として2人以上の者から、100万円以上の場合には原則として3人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、第32条第1項第4号又は第8号の規定により契約を行う場合はこの限りではない。

3 次の各号に掲げる場合は、第1項の規定にかかわらず、見積書を徴さないことができ

る。

- (1) 収入印紙、郵便切手等で法令等の規定によりその価格が定められているとき
- (2) 新聞その他価格の一定したもの
- (3) 予定価格が3万円未満のとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的により見積書を徴することが不適當であると認めるとき

第7章 契約の締結

(契約の期間)

第37条 契約の期間は、1年以内の期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、翌年度以降にわたる契約期間とすることが適当なものについては、1年を超える期間の契約（以下「長期継続契約」という。）とすることができる。
- 3 長期継続契約に関する事項は、別に定める。

(契約書の記載事項)

第38条 会計規程第39条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
 - (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (3) 契約保証金
 - (4) 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償金
 - (5) 危険負担
 - (6) 契約不適合責任
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 契約に関する紛争の解決方法
 - (9) その他必要な事項
- 2 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る請負契約を締結しようとするときは、前項の規定によるもののほか、同法第19条の規定によらなければならない。
 - 3 工事等の請負契約に係る契約書には、その附属書類として、品名、数量、単価、内訳金額等を記入した請負代金内訳書、工程表、図面、設計書及び仕様書の添付がなければならない。ただし、契約の性質その他の事由によりその添付の必要がないと認めるとき

は、その添付を省略できる。

(契約書の取り交わし時期)

第39条 契約書の取り交わしは、遅滞なく実施するものとする。ただし、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、合理的と認める期間に実施することとする。

(契約書の省略)

第40条 会計規程第39条ただし書に規定する契約書の作成を省略できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額（単価を定める契約にあつては、購入等の予定数量に契約しようとする単価を乗じて得た金額）が50万円未満の契約をするとき。ただし、産業廃棄物の運搬、処分等の委託等、法令の規定により書面による契約を行うこととされている場合を除く。
 - (2) 単価を定める契約書により定められた単価に基づき契約をするとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。
 - (4) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約をするとき。
 - (5) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約をするとき。
 - (6) あらかじめ料金が決まっている物品、会場等の購入又は賃借等の契約をするとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合を除くほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと理事長が認めるとき。
- 2 前項各号に掲げる契約書の作成を省略する場合において、物品の単価を定める契約、継続的な履行を求める役務契約等、契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、請書その他これに準ずる書面を徴収するものとする。
- 3 前項の請書その他これに準ずる書面には、契約書の例に準じ、必要な事項を記載しなければならない。

第8章 契約の履行

(契約保証金)

第41条 法人と契約を締結する者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）を納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができ

る。

- (1) 金融機関の定期預金債権
- (2) 金融機関の保証
- (3) その他理事長が確実と認める担保

(契約保証金の納付の免除)

第42条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 法人が、契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他工事履行保証契約の引受けをすることができる金融機関として上田市が定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第2条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 官公署又はこれに準ずる公共的団体との契約若しくは電気、ガス又は水の供給を受ける契約を締結するとき。
- (7) 不動産の買入れ、不動産若しくは物品の借入れ、委託その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき。
- (8) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の地方独立行政法人の一般競争又は指名競争入札の参加資格を有する者が、過去2年の間、地方公共団体、独立行政法人その他の地方独立行政法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結しこれを誠実に履行したと認められるとき。
- (9) 随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の還付)

第43条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

- 2 契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(履行遅滞に対する違約金)

第44条 契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、遅延日数に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として徴収することができる。

2 前項の規定による違約金は、対価支払の際、徴収するものとする。

(契約の解除)

第45条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、その契約を解除することができる。

- (1) 期限若しくは期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。
- (3) 契約の解除の申出をしたとき。
- (4) 契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が、監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結した場合において、当該入札に当たり、競争入札参加者等が共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

第9章 監督及び検査

(監督の方法)

第46条 会計規程第40条第1項に規定する監督の方法は、監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）が、自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(監督職員の報告)

第47条 監督職員は、理事長又は契約事務受任者と緊密に連絡するとともに、理事長又は契約事務受任者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査の方法)

第48条 会計規程第40条第2項に規定する検査の方法は、検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）が、自ら契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(検査の時期)

第49条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受領後すみやかに実施しなければならない。

(検査調書の作成)

第50条 検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。
- 3 検査職員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の省略)

第51条 前条第1項の規定にかかわらず、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が50万円未満の契約に係るものについては、第49条に定める通知に必要事項を記入の上、検査職員が押印することによってこれに代えることができる。ただし、前条第3項に定める場合においては、この限りでない。

(監督及び検査の委託)

第52条 監督及び検査は、特に必要があるときは、法人の職員以外の者に委託して行わせることができる。

- 2 前項において、監督や検査を委託した場合には、特別の必要がある場合を除き、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(兼職の禁止)

第53条 検査職員及び前条の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督職員及び前条の規定により監督を委託された者の職務を兼ねることができない。

第10章 代価の収納及び支払

(対価の収納)

第54条 資産を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき対価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記若しくは登録の前、又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、その対価を後納させることを約定することができる。

(対価の支払)

第55条 契約に係る対価の支払は、原則として検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後でなければならない。

2 契約に係る対価の支払方法及び時期については、別に定めるところによる。

3 契約の性質上前項の期間内に対価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

4 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に対価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に対価の一部を支払うことができる。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この規程に定めるもののほか、売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。